

第6章

維持と管理体制

6-1. 維持・管理

6-2. 整備推進と維持管理体制

6-1 維持・管理

1 点検

案内標識の整備、維持、更新のために、課題や改善策を検討する場合、清掃など日常的な維持管理を行う一方で、定期的に現状を点検することが必要である。

点検は、第三者の協力を得ながら、来訪者が利用する案内標識について年1回以上の点検を行い、改善策をとっていくことが求められる。

なお、点検結果は、管理台帳に記入するなどして保存する。

主な点検事項	●表示情報の更新	●張り紙、落書き
	●盤面の汚れ、ほこりなど	●ボルトの締め付け具合、盤面や本体支柱のがたつき
	●色の具合、退色の程度	●車の事故その他による破損状況など
	●塗装の具合	●視認性の確保から植栽管理等

2 管理

管理にあたっては上記の定期的な点検を実施し、点検結果から、補修、廃棄、新設などの診断・評価を行い、管理担当部署で対応策を講じる。また、必要に応じて協議会（マネジメント組織）においてもその内容の検討や調整を行い対策を施す。

さらに、良好な設置状態を維持するために、補修の際には汚れにくく破損しにくい材質や形状を採用するとともに、新設の際は本マニュアルを適用する。また、新設および取換えの場合には情報が古くなることによる不適切な案内を防止するために、容易に更新できる構造等を工夫する。

なお、管理においては、業務の煩雑化を避けるために各部署間で統一された管理台帳のフォーマットを整備し、情報の共有を図る。

3 補修・改善

補修・改善に関しては本マニュアルの第3章（基本方針）および4章（具体的説明）にそれぞれ述べてあるので参照すること。

なお盤面は、退色したもの、大きく破損したもの、そして掲出内容に多数の変更が生じた場合は、本マニュアルに基づいて新しく盤面を作成し盤面の取換えを行う。

名称変更や、新しい施設、路線の追加など、小規模の変更に対しては修正箇所を確認し修正用シートを作成して盤面の修正箇所に張り込むことで対応していく。

表6-1 ■補修・改善の対策

補修・改善内容	対策	備考
大規模な変更や破損など	本体取換え、全面改修	第3章は基本方針、4章は具体的説明
	盤面取換え（盤面シート張り替えも含む）	
小規模な変更	修正用シートあるいは文字シールで対応	名称変更、新しい施設、路線の追加など
その他の小規模な補修	小規模な破損、盤面のがたつきなどはそれに応じて塗装、ボルト締めなどの修繕を施す	

6-2 整備推進と維持管理体制

1 サイン整備推進のための協議会づくり

【協議会の設置】

新潟市への来訪者や市民が一人で歩ける環境をめざすためには、サイン誘導系統に一貫性を持たせることが必要であり、これまで各整備主体が個別に実施してきたサイン整備のあり方を見直して、情報の共有により一貫した誘導系統の流れを作り出すことが大切である。

したがって、整備主体それぞれの意見交換や、情報の共有を行なうための調整機能を持った組織（以下「協議会」という）を設置する。

【協議会の役割】

協議会は、地域全体の案内・誘導サインに関するニーズや課題を把握し、解決策等について、継続的に検討・調整をすることとし、主として構成員間の情報の共有、連絡調整、意見交換を行う。

表6-2 ■ 協議会の役割りと機能

役割り・機能	具体的な活動内容
情報の共有	各整備担当や管理者による現状把握（各調査結果など）と管理の情報の共有、情報交換 → 統一（一貫した）サインの流れ
連絡・調整	行政や民間の整備主体間（行政、交通機関、民間のホテルや観光関係者）の連絡・調整 → サインの改善や新規整備の際の一貫性確保
意見交換・情報収集	サイン整備の現状と、望ましいサインのあり方、表記などの意見交換、外国人や専門家のサインや表示に対する意見交換 → 利用者ニーズの把握、ユニバーサルデザイン対応など

【組織構成について】

上記の必要性から協議会は、行政関係部門担当者や民間および専門的アドバイザー等、幅広い構成が必要であり、民間からは空港、鉄道、航路そして車両（道路交通）などの交通機関関係者や施設管理者、ホテルなどの観光関係者、行政機関からは国、県、市などの各関係部門担当者、そしてアドバイザーとして大学等の専門研究者や外国人およびデザイナーなどの参加を求める。

また、利用者としての視点は欠かすことができないことから、市民や外国人からも参加してもらい、より実効性のある協議会を目指していく。

なお協議会では重点テーマを検討するために必要に応じてワーキンググループ（小委員会）を設置するなど、社会的需要に応じて小回りのきいた活動を展開する。

【協議会の運営】

協議会の運営に関しては新潟市都市政策部（平成19年4月以降）が担当する。

2 | サイン整備および維持管理体制

●サインの整備および維持管理体制

サインの新設や盤面改修及び維持管理は各部署（維持管理に関しては設置者）が本マニュアルに基づいて行う。

また、表記の統一性確保など各設置機関がサイン設置に関して生じた課題については、協議会において十分に協議し情報の共有化及び調整をはかる。

●マニュアルの管理と改訂

本マニュアルそのものや、サインに表記される地図類などは新潟市都市政策部（平成19年4月以降）が管理する。

本マニュアルは、今後の新潟市の発展による都市環境の変化に対応し、サインの設置者や管理者にとって「使いやすいマニュアル」に改善する必要がある。

わかりやすい街づくり、美しい街づくりという当初の理念を継承し、状況に合わせて改訂（修正）または増補を行う。

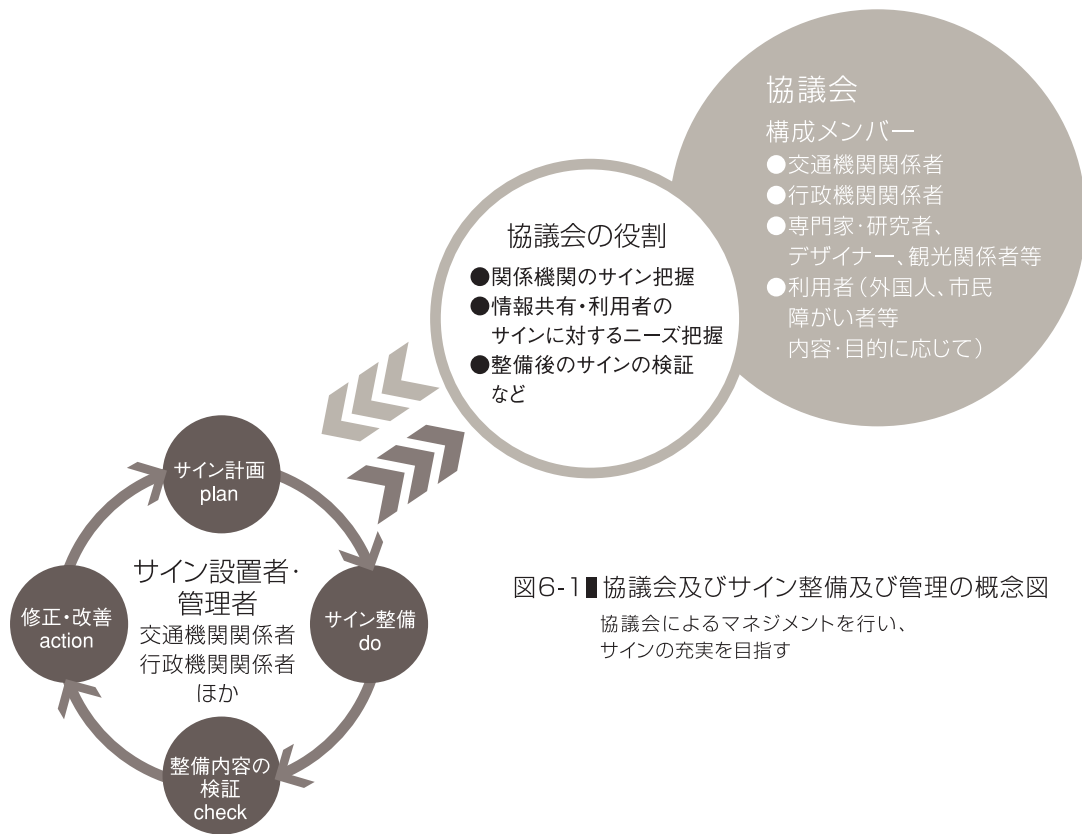


図6-1 ■協議会及びサイン整備及び管理の概念図

協議会によるマネジメントを行い、サインの充実を目指す